改正後

（中間貯蔵に係る福島県の区域）

第三条　法第二条第四項の環境省令で定める区域は、次の表のとおりとする。

一　双葉郡大熊町の区域のうち、熊川の北側端線と一般国道六号線の東側端線との交会点を起点とし、順次同国道の東側端線、同郡大熊町と同郡双葉町との境界線、海岸線、熊川の北側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域（次に掲げる区域を除く。）

イ～ホ　（略）

ヘ‖　大字小入野字東大和久百八十三番地二から百八十三番地七まで、百八十三番地九から百八十三番地十一まで、二百八十九番地四、三百十番地五、三百五十番地六、三百五十三番地六、三百五十四番地一、三百五十四番地四及び六百六十九番地

二　双葉郡双葉町の区域のうち、同郡大熊町と同郡双葉町との境界線と一般国道六号線の東側端線との交会点を起点とし、順次同国道の東側端線、町道下条・細谷線の南側端線、町道久保前・前沖線の東側端線、町道下条・北磯坂線の南側端線、大字新山字蓬田及び大字長塚字谷沢町と大字郡山字長橋との境界線、大字中野字江又と大字郡山字長橋及び字柳町との境界線、大字中野字原田と大字郡山字谷地、字四斗蒔、字島ノ坪及び字大倉田との境界線、大字中野字谷地前と大字郡山字大倉田、字栗崎及び字北磯坂との境界線、大字中野字羽山前と大字郡山字北磯坂との境界線、海岸線、同郡大熊町と同郡双葉町との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域（次に掲げる区域を除く。）

イ～ル　（略）

ヲ‖　大字郡山字四郎田二十九番地二、四十二番地、四十五番地、百五十七番地二、百五十九番地三、百六十番地四、百六十番地五、百九十二番地及び二百三十六番地

ワ‖　大字郡山字関ノ入七番地、二十三番地、二十四番地一及び二十四番地二

カ‖　大字郡山字久保谷地百十九番地二、百二十一番地二、百二十三番地一、百二十三番地二、百二十六番地二、三百三十三番地及び三百三十四番地

ヨ‖　大字郡山字南久保谷地七番地二、八番地二、十五番地二及び二十五番地二

タ‖　大字郡山字大原山二十一番地四及び三十九番地二

備考　この表に掲げる区域は、令和五年三月二十八日における行政区画その他の区域又は道路、河川その他のものによって表示されたものとする。

改正前

（中間貯蔵に係る福島県の区域）

第三条　法第二条第四項の環境省令で定める区域は、次の表のとおりとする。

一　双葉郡大熊町の区域のうち、熊川の北側端線と一般国道六号線の東側端線との交会点を起点とし、順次同国道の東側端線、同郡大熊町と同郡双葉町との境界線、海岸線、熊川の北側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域（次に掲げる区域を除く。）

イ～ホ　（略）

（新設）

二　双葉郡双葉町の区域のうち、同郡大熊町と同郡双葉町との境界線と一般国道六号線の東側端線との交会点を起点とし、順次同国道の東側端線、町道下条・細谷線の南側端線、町道久保前・前沖線の東側端線、町道下条・北磯坂線の南側端線、大字新山字蓬田及び大字長塚字谷沢町と大字郡山字長橋との境界線、大字中野字江又と大字郡山字長橋及び字柳町との境界線、大字中野字原田と大字郡山字谷地、字四斗蒔、字島ノ坪及び字大倉田との境界線、大字中野字谷地前と大字郡山字大倉田、字栗崎及び字北磯坂との境界線、大字中野字羽山前と大字郡山字北磯坂との境界線、海岸線、同郡大熊町と同郡双葉町との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域（次に掲げる区域を除く。）

イ～ル　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

備考　この表に掲げる区域は、令和四年六月三十日における行政区画その他の区域又は道路、河川その他のものによって表示されたものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。